

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 6 日

施設長 様

北九州市子ども家庭局長
福島 俊典

緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて（再依頼）

本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、4月9日付事務連絡「緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて（依頼）」にて、保育規模の縮小をお願いしました。

こうした中で、日々の保育に励んでおられる職員の皆様に敬意を表しますとともに、心からお礼申し上げます。

皆様のご協力により、保育規模の縮小が図られているところではありますが、一方、国においては、人々の接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態の終息が可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すとされています。

8割程度の接触機会の低減（2割程度の受け入れ）のため、**受け入れ対象家庭の制限をさらに要請する**こととしましたので、ご協力をお願いいたします。

依頼する期間は、令和2年5月6日（水）までとし、感染防止のため、保護者の方には登園を控えるよう再要請いたしますので、各施設においてはご対応をお願いいたします。

記

1 保護者への周知

別添、「緊急事態宣言による保育所等の利用について（お願い）」を保護者に配布し、感染防止のため、利用を控えるよう依頼してください。

また、別添、市長名「新型コロナウイルス感染症の終息に向けた家庭での保育のお願い」には、雇用主へのお願いも含まれておりますので、休暇の取得の際や「小学校休業等対応助成金」の活用など、必要に応じて、保護者から雇用主に配布をお願いしてください。

※ 別添「緊急事態宣言による保育所等の利用について（お願い）」の「2 お預かりする対象者となるご家庭」にある「両親ともに」とは、例えば、母が看護師で、父がスーパー勤務の場合など、異なる職種でも構いません。皆様には、ご負担をおかけいたしますが、丁寧にご説明いただき施設の円滑な運営をお願いいたします。

また、ご不明な点は、担当課へお問い合わせください。